

特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則改正

現行	改正案
第8条（代理及び補佐）	
<p>当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理又は補佐をさせることができる。スポーツ仲裁パネルは、正当な理由があるときは、不適切な代理人又は補佐人による代理又は補佐を認めないことができる。</p>	<p>当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理又は補佐をさせることができる。スポーツ仲裁パネルは、正当な理由があるときは、不適切な代理人又は補佐人による代理又は補佐を認めないことができる。<u>ただし、弁護士でなければ代理人となることができない。</u></p>
第14条（仲裁の申立て）	
<p>1～3 省略</p> <p>4 申立人は、仲裁申立ての際、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程に定める申立料金及び管理料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。<u>申立人がこれを納付しないときは、仲裁申立ては撤回されたものとみなす。</u></p>	<p>1～3 省略</p> <p>4 申立人は、仲裁申立ての際、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程に定める申立料金及び管理料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。</p>
<p>5～6 省略</p>	<p>5～6 省略</p>
第43条（手続の非公開・仲裁判断の公開・守秘義務）	
<p>1 仲裁手続<u>及び</u>その記録は、非公開とする。</p> <p>1の2 前項の規定にかかわらず、審問は、当事者全員が公開で行われることに合意する場合には、これを公開する。</p> <p>2 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断を<u>適当な方法により</u>公開する。ただし、特段の事情がある場合には、その全部又は一部の公表を差し控えるものとする。</p> <p>3 前項に規定する範囲を除き、仲裁</p>	<p>1 仲裁手続、<u>その記録及び仲裁判断</u>は、非公開とする。</p> <p>1の2 前項の規定にかかわらず、審問は、当事者全員が公開で行われることに合意する場合には、これを公開する。</p> <p>2 <u>第1項の規定にかかわらず</u>、日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断の<u>全部又は一部について、当事者の権利帯利益を害さない方法により</u>、公開することができる。</p> <p>3 前 <u>2</u>項に規定する範囲を除き、仲</p>

人、当事者及びその代理人又は補佐人、並びに日本スポーツ仲裁機構の関係者は、仲裁事案を通じて入手した秘密を他に漏らしてはならない。	裁人、当事者及びその代理人又は補佐人、並びに日本スポーツ仲裁機構の関係者は、仲裁事案を通じて入手した秘密を他に漏らしてはならない。
附則	
1～5 省略 附則 6 この規則は、2013年6月5日から施行する。	1～5 まで省略 附則 6 この規則は、2013年6月5日から施行する。 <u>附則 7</u> <u>この規則は、2014年4月1日から施行する。</u>

#### 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程改正

現行	改正案
第3条（申立料金・管理料金）	
<p>1 申立人が仲裁の申立てにあたって納付すべき申立料金及び管理料金は次の通りとする。</p> <p>(1) 申立料金は50,000円とする。</p> <p>(2) 管理料金は、請求金額又は請求の経済的価値に基づき以下のように算出する。</p> <p>a 請求金額又は請求の経済的価値が5,000,000円以下の場合、管理料金は<u>210,000</u>円とする。</p> <p>b 請求金額又は請求の経済的価値が5,000,000円を超え10,000,000円以下の場合、管理料金は<u>210,000</u>円に5,000,000円を超える額の<u>3.15%</u>に相当する額を加えた額とする。</p> <p>c 請求金額又は請求の経済的価値が10,000,000円を超え20,000,000円以下の場合、管理料金は<u>367,500</u>円に</p>	<p>1 申立人が仲裁の申立てにあたって納付すべき申立料金及び管理料金は次の通りとする。</p> <p>(1) 申立料金は50,000円<u>(税別)</u>とする。</p> <p>(2) 管理料金は、請求金額又は請求の経済的価値に基づき以下のように算出する。</p> <p>a 請求金額又は請求の経済的価値が5,000,000円以下の場合、管理料金は<u>216,000</u>円とする。</p> <p>b 請求金額又は請求の経済的価値が5,000,000円を超え10,000,000円以下の場合、管理料金は<u>216,000</u>円に5,000,000円を超える額の<u>3.24%</u>に相当する額を加えた額とする。</p> <p>c 請求金額又は請求の経済的価値が10,000,000円を超え20,000,000円以下の場合、管理料金は<u>378,000</u>円に</p>

<p>10,000,000 円を超える額の <u>1.575%</u>に相当する額を加えた額とする。</p> <p>d 請求金額又は請求の経済的価値が 20,000,000 円を越え 100,000,000 円以下の場合、管理料金は <u>525,000</u> 円に 20,000,000 円を超える額の <u>1.05%</u>に相当する額を加えた額とする。</p> <p>e 請求金額又は請求の経済的価値が 100,000,000 円を越え 1,000,000,000 円以下の場合、管理料金は <u>1,365,000</u> 円に 100,000,000 円を超える額の <u>0.315%</u>に相当する額を加えた額とする。</p> <p>f 請求金額又は請求の経済的価値が 1,000,000,000 円を越え 5,000,000,000 円以下の場合、管理料金は <u>4,200,000</u> 円に 1,000,000,000 円を超える額の <u>0.2625%</u>に相当する額を加えた額とする。</p> <p>g 請求金額又は請求の経済的価値が 5,000,000,000 円を超える場合、管理料金は <u>14,700,000</u>円とする。</p> <p>h 請求の経済的価値の算定ができないか、又はそれが極めて困難である場合、管理料金は、各々の請求ごとに <u>1,050,000</u>円とする。</p> <p>2 利息、損害金等を継続的に生ずる請求については、請求金額に申立ての日から 1 年間に生ずる利息、損害金等の額を加えた額によって管理料金を算定する。</p>	<p>10,000,000 円を超える額の <u>1.62%</u>に相当する額を加えた額とする。</p> <p>d 請求金額又は請求の経済的価値が 20,000,000 円を越え 100,000,000 円以下の場合、管理料金は <u>540,000</u> 円に 20,000,000 円を超える額の <u>1.08%</u>に相当する額を加えた額とする。</p> <p>e 請求金額又は請求の経済的価値が 100,000,000 円を越え 1,000,000,000 円以下の場合、管理料金は <u>1,404,000</u> 円に 100,000,000 円を超える額の <u>0.324%</u>に相当する額を加えた額とする。</p> <p>f 請求金額又は請求の経済的価値が 1,000,000,000 円を越え 5,000,000,000 円以下の場合、管理料金は <u>4,320,000</u> 円に 1,000,000,000 円を超える額の <u>0.27%</u>に相当する額を加えた額とする。</p> <p>g 請求金額又は請求の経済的価値が 5,000,000,000 円を超える場合、管理料金は <u>15,120,000</u>円とする。</p> <p>h 請求の経済的価値の算定ができないか、又はそれが極めて困難である場合、管理料金は、各々の請求ごとに <u>1,080,000</u>円とする。</p> <p>2 利息、損害金等を継続的に生ずる請求については、請求金額に申立ての日から 1 年間に生ずる利息、損害金等の額を加えた額によって管理料金を算定する。</p>
<p>第 6 条 (応諾拒否・仲裁申立ての取下げと管理料金)</p>	
	<p><u>1 申立人から仲裁申立てがなされたにもかかわらず、競技団体が応諾を拒否した場合には、日本スポーツ仲裁機構は、申立人に申立料金の全額を返還する。</u></p>

<p>申立人が、仲裁手続開始後 30 日以内で、かつ、仲裁人がひとりも選任されていないときに仲裁申立てを取下げた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、管理料金の<u>全額</u>を返還する。</p>	<p>2 申立人が、仲裁手続開始後 30 日以内で、かつ、仲裁人がひとりも選任されていないときに仲裁申立てを取下げた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、管理料金の<u>半額</u>を返還する。</p>
<p>附則</p>	
<p>附則 1 省略</p> <p>附則 2</p> <p>この規則は、2007 年 7 月 10 日から施行する。</p>	<p>附則 1 省略</p> <p>附則 2</p> <p>この規則は、2007 年 7 月 10 日から施行する。</p> <p><u>附則 3</u></p> <p><u>この規則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

#### 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁人報償金規程改正

現行	改正案
<p>第 2 条（仲裁人報償金）</p>	
<p>1 仲裁人報償金は、[時間単価×仲裁時間]を基本額とし、次項に定める上限の範囲内で、事件の難易、審理の迅速性、各仲裁人の事情、第三仲裁人の機能その他の事情を考慮し、この規程に基づき各仲裁人ごとに日本スポーツ仲裁機構が決定する。</p> <p>2 仲裁人報償金の上限は、請求金額又は請求の経済的価値に基づき以下の通り算出する。</p> <p>(1) 単独仲裁人の場合</p> <p>a 請求金額又は請求の経済的価値が 20,000,000 円以下の場合、仲裁人報償金の上限はその <u>10.5%</u>とする。</p> <p>b 請求金額又は請求の経済的価値が 20,000,000 円を超え 100,000,000 円以下の場合、仲裁人報償金の上限は <u>2,100,000</u> 円に 20,000,000 円を超える額の <u>2.625%</u>に相当する額を加えた額とする。</p> <p>c 請求金額又は請求の経済的価値が</p>	<p>1 仲裁人報償金は、[時間単価×仲裁時間]を基本額とし、次項に定める上限の範囲内で、事件の難易、審理の迅速性、各仲裁人の事情、第三仲裁人の機能その他の事情を考慮し、この規程に基づき各仲裁人ごとに日本スポーツ仲裁機構が決定する。</p> <p>2 仲裁人報償金の上限は、請求金額又は請求の経済的価値に基づき以下の通り算出する。</p> <p>(1) 単独仲裁人の場合</p> <p>a 請求金額又は請求の経済的価値が 20,000,000 円以下の場合、仲裁人報償金の上限はその <u>10.8%</u>とする。</p> <p>b 請求金額又は請求の経済的価値が 20,000,000 円を超え 100,000,000 円以下の場合、仲裁人報償金の上限は <u>2,160,000</u> 円に 20,000,000 円を超える額の <u>2.7%</u>に相当する額を加えた額とする。</p> <p>c 請求金額又は請求の経済的価値が</p>

<p>100,000,000 円を超え 500,000,000 円以下の場合、仲裁人報償金の上限は <u>4,200,000</u> 円に 100,000,000 円を超える額の <u>1.575%</u> に相当する額を加えた額とする。</p> <p>d 請求金額又は請求の経済的価値が 500,000,000 円を超え 1,000,000,000 円以下の場合、仲裁人報償金の上限は <u>10,500,000</u> 円に 500,000,000 円を超える額の <u>0.42%</u> に相当する額を加えた額とする。</p> <p>e 請求金額又は請求の経済的価値が 1,000,000,000 円を超え 5,000,000,000 円以下の場合、仲裁人報償金の上限は <u>12,600,000</u> 円に 1,000,000,000 円を超える額の <u>0.105%</u> に相当する額を加えた額とする。</p> <p>f 請求金額又は請求の経済的価値が <u>500,000,000,000</u> 円を超える場合、仲裁人報償金の上限は <u>16,800,000</u> 円に <u>500,000,000,000</u> 円を超える額の <u>0.084%</u> に相当する額を加えた額とする。</p> <p>g 請求の経済的価値の算定ができないか、又はそれが極めて困難である場合、仲裁人報償金の上限は、日本スポーツ仲裁機構が定める。</p> <p>(2) 複数仲裁人の場合  (単独仲裁人の場合の上限) × (仲裁人の和) × (0.8) を以て算出される額を上限とする。</p>	<p>100,000,000 円を超え 500,000,000 円以下の場合、仲裁人報償金の上限は <u>4,320,000</u> 円に 100,000,000 円を超える額の <u>1.62%</u> に相当する額を加えた額とする。</p> <p>d 請求金額又は請求の経済的価値が 500,000,000 円を超え 1,000,000,000 円以下の場合、仲裁人報償金の上限は <u>10,800,000</u> 円に 500,000,000 円を超える額の <u>0.432%</u> に相当する額を加えた額とする。</p> <p>e 請求金額又は請求の経済的価値が 1,000,000,000 円を超え 5,000,000,000 円以下の場合、仲裁人報償金の上限は <u>12,960,000</u> 円に 1,000,000,000 円を超える額の <u>0.108%</u> に相当する額を加えた額とする。</p> <p>f 請求金額又は請求の経済的価値が <u>5,000,000,000</u> 円を超える場合、仲裁人報償金の上限は <u>17,280,000</u> 円に <u>5,000,000,000</u> 円を超える額の <u>0.0864%</u> に相当する額を加えた額とする。</p> <p>g 請求の経済的価値の算定ができないか、又はそれが極めて困難である場合、仲裁人報償金の上限は、日本スポーツ仲裁機構が定める。</p> <p>(2) 複数仲裁人の場合  (単独仲裁人の場合の上限) × (仲裁人の和) × (0.8) を以て算出される額を上限とする。</p>
<p>第3条 (仲裁時間・時間単価)</p>	
<p>1 仲裁時間は、審問時間に仲裁手続のために合理的に必要とされた準備その他の時間を加えたものとする。ただし、仲裁人が仲裁手続のために必要とした移動の時間(移動時間中仲裁手続の準備等のため必要とした時間を除く)については、この二分の一を仲裁時間に加えるものとする。</p>	<p>1 仲裁時間は、審問時間に仲裁手続のために合理的に必要とされた準備その他の時間を加えたものとする。ただし、仲裁人が仲裁手続のために必要とした移動の時間(移動時間中仲裁手続の準備等のため必要とした時間を除く)については、この二分の一を仲裁時間に加えるものとする。</p>

<p>2 時間単価は、40,000 円、30,000 円、25,000 円のいずれかとし仲裁人の経験、事件の難易等を考慮し、当事者が選任した仲裁人については、その当事者の意見を聞いた上、単独仲裁人及び第三仲裁人については、全当事者の意見を聞いた上日本スポーツ仲裁機構が決定する。ただし、第三仲裁人の時間単価は他の仲裁人の時間単価を下回らないものとする。</p> <p>3～5 省略</p>	<p>2 時間単価は、40,000 円 <u>(税別)</u>、30,000 円 <u>(税別)</u>、25,000 円 <u>(税別)</u> のいずれかとし仲裁人の経験、事件の難易等を考慮し、当事者が選任した仲裁人については、その当事者の意見を聞いた上、単独仲裁人及び第三仲裁人については、全当事者の意見を聞いた上日本スポーツ仲裁機構が決定する。ただし、第三仲裁人の時間単価は他の仲裁人の時間単価を下回らないものとする。</p> <p>3～5 省略</p>
<p>附則</p>	
<p>附則 1～2 省略</p> <p><b>附則 3</b></p> <p>この規則は、2011 年 6 月 28 日から施行する。</p>	<p>附則 1～2 省略</p> <p><b>附則 3</b></p> <p>この規則は、2011 年 6 月 28 日から施行する。</p> <p><u>附則 4</u></p> <p><u>この規則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>